任意清算公告  
　当社は、令和　年　月　日をもって解散し、●●●●●●●●●●●●●●●●●、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　令和　年　月　日

　　神戸市中央区北長狭通五丁目四番三号

　　　　　　　　　合資会社日本県官報販売所

　　　　　　　　　　　代表社員　日本　太郎

茶字は掲載日になります。

会社法第六百七十条　第二項

　清算持分会社は、解散の日（第六百六十九条第二項に規定する場合にあっては、当該財産の処分の方法を定めた日）から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

第一号　第六百六十八条第一項の財産の処分の方法に従い清算をする旨

第二号　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

※「●●●●●●●●●●●●●●●」　第一号の事項について記載例

　「会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので」

　「定款の定めに従って清算することにしましたので」